

サービスの種類(細区分) DSL等接続専用

伝送方式の種類

品目 DSL等接続専用合計

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府
北海道	47,963																									
青森県		12,805																								
岩手県			12,039																							
宮城県				25,614																						
秋田県					8,820																					
山形県						9,208																				
福島県							16,117																			
茨城県								24,162																		
栃木県									16,654																	
群馬県										17,014																
埼玉県											78,541															
千葉県												59,940														
東京都													260,696													
神奈川県														110,045												
新潟県															20,520											
富山県																										
石川県																										
福井県																										
山梨県																			6,405							
長野県																				19,302						
岐阜県																										
静岡県																										
愛知県																										
三重県																										
滋賀県																										
京都府																										
大阪府																										
兵庫県																										
奈良県																										
和歌山県																										
鳥取県																										
島根県																										
岡山県																										
広島県																										
山口県																										
徳島県																										
香川県																										
愛媛県																										
高知県																										
福岡県																										
佐賀県																										
長崎県																										
熊本県																										
大分県																										
宮崎県																										
鹿児島県																										
沖縄県																										
合計																										

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。  
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。  
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。  
 4 品目ごとに別業とすること。  
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。  
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。  
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。  
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。  
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。  
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。



サービスの種類(細区分) DSL等接続専用

伝送方式の種類

品目 利用回線型メニュー:

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道	3,792																										
青森県		2,302																									
岩手県			1,605																								
宮城県				1,057																							
秋田県					634																						
山形県						865																					
福島県							2,599																				
茨城県								2,909																			
栃木県									1,040																		
群馬県										1,616																	
埼玉県											10,607																
千葉県												5,622															
東京都													10,671														
神奈川県														11,220													
新潟県															1,969												
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																			623								
長野県																				2,872							
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計																											

注1 専用役務(映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。)について記載すること。  
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。  
 3 伝送方式の種類(同期及び非同期)ごとに別業とすること。  
 4 品目ごとに別業とすること。  
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。  
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。  
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。  
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。  
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。  
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。



サービスの種類(細区分) DSL等接続専用

伝送方式の種類

品目 契約者回線型

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道	44,171																										
青森県		10,503																									
岩手県			10,434																								
宮城県				24,557																							
秋田県					8,186																						
山形県						8,343																					
福島県							13,518																				
茨城県								21,253																			
栃木県									15,614																		
群馬県										15,398																	
埼玉県											67,934																
千葉県												54,318															
東京都													250,025														
神奈川県														98,825													
新潟県															18,551												
富山県																											
石川県																											
福井県																											
山梨県																				5,782							
長野県																					16,430						
岐阜県																											
静岡県																											
愛知県																											
三重県																											
滋賀県																											
京都府																											
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計																											

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。  
 注2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。  
 注3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。  
 注4 品目ごとに別業とすること。  
 注5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。  
 注6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。  
 注7 接続専用回線については、別業に再掲すること。  
 注8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。  
 注9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。  
 注10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

